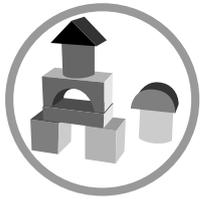




**第3部 次世代育成支援地域行動計画  
から継承する事業**





## 第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり





第2部では、子ども子育て支援法第61条第1項にもとづく計画として、各種施策の展開を記述してきました。しかし、次世代育成支援地域行動計画により、18歳までの児童とその保護者を中心に、地域で子どもの成長を応援する地域住民を含んだ幅広い層・世代などを対象として今まで取り組んできた様々な施策・事業は、次世代を担う子どもたちの育成支援のためには、今後も重要になります。

このため、青梅市次世代育成支援地域協議会での議論により策定された、次世代育成支援地域行動計画における各種事業を継続させるため、本計画に継承します。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立し、平成26年8月には同法にもとづく「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、国と地方公共団体の取組などがうたわれています。

本市においても、「子供の貧困対策に関する大綱」にもとづく国や東京都などの施策と歩調を合わせ、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を推進することとし、今後、本計画に的確に反映させていきます。

## 第1章 子どもが伸びやかに育つまちづくり

### 1 子どもが安心して楽しく過ごせるまちづくり

子どもは長い間、自然の中で思い切り遊び、育ってきましたが、車が道路にあふれ、交通事故や犯罪の心配もあり屋外で遊ぶことが少なくなっています。また、かつて以上に学力が重視され、格差社会といわれる社会状況の中、心身ともにゆとりが持てない子どもたちが増えています。そのため、子どもたちの体力は低下し、生活習慣病の危険も高まり、子ども同士で人間関係をつくっていくことが苦手な子どもも増えています。

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる遊び場を確保するとともに、だれもが生活しやすい安全なまちをつくることが求められています。



| No. | 事業名                      | 事業の内容   | 主な担当課                                     |
|-----|--------------------------|---|---|
| 1   | 福祉のまちづくりの推進              | 「青梅市福祉まちづくり整備要綱」および「東京都福祉のまちづくり条例」にもとづき、施設、歩道、公園などのバリアフリー化を進めます。  | 福祉総務課                                     |
| 2   | 福祉マップの改定                 | ①平成22年度に作成した福祉マップを保護者の視点を参考に、必要に応じ改定します。<br>②次期改定時に、福祉マップのホームページ化を検討します。  | 福祉総務課                                     |
| 3   | 有害環境対策の推進                | 事業者や地域住民とも連携し、性や暴力などの子どもに対する有害情報の自主的規制を推進します。   | 子ども家庭支援課                                  |
| 4   | 子どもの交通事故や災害被害のないまちづくりの推進 | ①PTAなどと連携し、交通安全総点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。<br>②子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。<br>③幼児・児童用自転車ヘルメット購入費の助成を実施します。                            | 市民安全課<br>建設部管理課<br>土木課<br>教育総務課           |
| 5   | 子どもを犯罪等の被害から守るまちづくりの推進   | ①通学路などに街路灯などの整備を図ります。<br>②子どもや保護者に対して犯罪等に関する情報提供を速やかに行うとともに、全校でのセーフティ教室などを行います。<br>③防犯パトロールや「子ども110番の家」など、防犯ボランティア活動を促進します。 | 市民安全課<br>子育て推進課<br>建設部管理課<br>教育総務課<br>指導室 |
| 6   | 子育てにやさしいまちづくりの推進         | 子育て世帯の定住や転入を促すため、子育て世帯への入居支援と合わせて、その受け皿となる良質な住宅の供給に努めます。  | 住宅課                                       |
| 7   | 公園・緑地、児童遊園の活用            | 都市公園、児童遊園の定期的な施設の点検・清掃、遊具の更新などの管理を行います。   | 公園緑地課                                     |
| 8   | 公園・緑地内の緑地管理ボランティア育成      | 公園・緑地内の緑地を管理するボランティアの育成を図ります。   | 公園緑地課                                     |
| 9   | 自然環境を生かした子育て環境づくり        | 恵まれた自然環境の中で、子どもたちが集い、遊び過ごせる場所づくりを検討します。   | 公園緑地課<br>子ども家庭支援課                         |
| 10  | 子育て支援事業の拡充               | 市民センターなどを会場にした子育て支援事業を拡充するとともに自治会館などの既存施設の活用の拡大を図ります。また、ボランティアの協力を受けながら運営の充実を図ります。  | 市民活動推進課<br>子ども家庭支援課                       |



## 2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちは、小・中学校において、基礎的な学力を身につけるとともに、家庭や地域において、様々な生活体験や職業体験、社会体験を積み重ねていきます。ところが、近年、子どもの遊ぶ機会が減り、家庭や地域の教育機能が低下して体験機会の減少が進むとともに、学ぶ意欲を失う子どもが増加し、学力の低下が心配されています。

今、その反省から、「生きる力」を育む教育改革が進められており、「楽しい、わかる」授業の取組や様々な体験教育が進められるとともに、「いじめ」や「不登校」などに対する取組も図られています。また、子どもたちの自立に向けて、地域や家庭で様々な体験機会をつくる取組が始まってきており、支援が求められます。

| No. | 事業名                 | 事業の内容   | 主な担当課                                   |
|-----|---------------------|---|---|
| 11  | 就学前教育の充実            | 市民センターや体育館などにおいて、地域の実情に応じ、幼児のための教室を設け、学習機会を提供します。   | 子ども家庭支援課<br>スポーツ推進課<br>社会教育課<br>市民活動推進課 |
| 12  | 学ぶ意欲と基礎学力の向上        | ①教師の研究活動や研修の充実を図り、楽しい授業、分かる授業のできる教師の育成を図ります。<br>②授業日数の弾力化により授業時数の充実を図ります。<br>③登録制度などを活用し、市民講師による、実体験にもとづいた興味のもてる授業の充実を図ります。<br>④学校図書館の充実とともに読書活動の充実を図ります。<br>⑤小・中学校一貫教育により、9年間を通じた指導の充実を図ります。<br>⑥青梅サタデースクールの実施により、児童・生徒に基礎・基本の習得を図ります。 | 指導室                                     |
| 13  | 情報化や国際化に対応した学校教育の充実 | ①コンピュータを活用した教育の充実や、A E T（教員と協力して英語指導を行う外国人）の活用を進めます。<br>②A E Tを各小・中学校に派遣し、英語指導・国際理解教育の充実を図ります。  | 指導室                                     |
| 14  | 児童・生徒への健全育成教育の充実    | ①教育相談の充実を図ります。<br>②市いじめ防止条例の制定により、いじめの未然防止と対応を図ります。<br>③いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。<br>④規則正しい生活習慣と食に関する指導の充実を図ります。<br>⑤総合的な学習の時間を活用し、乳幼児など異なる世代との交流を進めます。<br>⑥小・中学校一貫教育を通して、継続した生活指導の充実を図ります。                                    | 指導室                                     |



| No. | 事業名                             | 事業の内容   | 主な担当課                            |
|-----|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 15  | 学校の教育施設・設備の充実                   | ①校舎の改築や耐震補強により、防災対策の充実に努めます。  | 施設課                              |
|     |                                 | ②トイレなど、学校の教育環境の整備に努めます。   |                                  |
|     |                                 | ③学校のバリアフリー化に努めます。   |                                  |
| 16  | 地域と連携した開かれた学校づくり                | ①開かれた学校づくりを推進し、保護者・市民の教育への関心を高め、学校ボランティア活動への参加を促進し、地域の教育力を活用した学校教育の充実に努めます。 | 指導室<br>社会教育課                     |
|     |                                 | ②校庭や空き教室の活用など、開かれた学校づくりを進めます。   |                                  |
| 17  | 地域の教育力の向上                       | ①青梅ボランティア・市民活動センターと連携し、学校ボランティア、教育ボランティア活動の充実に努めます。                         | 市民活動推進課<br>社会教育課<br>中央図書館管理課     |
|     |                                 | ②図書館ボランティアとの協働等によるおはなし会の開催など、読書活動の充実に努めます。                                  |                                  |
|     |                                 | ③地域の人材を発掘し、身につけた知識・技術などを広げていくため、人材登録制度を実施します。                               |                                  |
| 18  | 体験的な学習の充実                       | ①森や河川を利用し、多様な自然体験活動の機会を提供します。   | 農林課<br>社会教育課<br>市民活動推進課<br>環境政策課 |
|     |                                 | ②野鳥講座を継続して実施します。  |                                  |
|     |                                 | ③伝統文化体験、工作・手芸体験、異年齢集団による活動体験等、多様な体験機会の充実に努めます。                              |                                  |
| 19  | 交流、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなど多様な活動支援 | ①「青梅市スポーツ振興基金」による援助・表彰、市民体育大会などの実施、体育施設や運動広場、学校体育施設の開放などを行い、多様な活動を支援します。    | 文化課<br>スポーツ推進課                   |
|     |                                 | ②すべての年代を対象とした、総合型地域スポーツクラブの育成を目指します。  |                                  |
| 20  | ジュニアスポーツ教室の開催                   | 体を動かす楽しさを知り、スポーツへの関心を高めるために、各種スポーツの紹介、体験機会の提供を行います。                         | スポーツ推進課                          |
| 21  | レッツゴー!こども体操教室                   | 小学1～6年生を対象にゲーム、軽体操を行います。  | スポーツ推進課                          |
| 22  | 家庭教育講座の充実                       | ①その時々的情勢にあった講座を計画し、保護者への学習機会の提供、充実に努めます。                                    | 社会教育課<br>市民活動推進課                 |
|     |                                 | ②子どもの体験機会の充実に向けて、親の体験講座の充実に努めます。  |                                  |
| 23  | 親と子の交流事業の推進                     | ①親と子どものための体験事業の充実に努めます。   | 社会教育課<br>市民活動推進課<br>農業委員会        |
|     |                                 | ②農業委員の指導のもと、親子農業体験会を実施します。  |                                  |



### 3 子どもの人権の尊重

子どもたちの豊かな心を育てていくためには、乳幼児期から一人一人の子どもが多くの人から愛され、くつろぐことができる生活の場をつくるのが大切です。子どもたちが社会の一員として、その人権を家庭、地域、学校、社会のあらゆる場で尊重されるよう、児童の権利に関する条約についての啓発を行うとともに、子どもがまちづくりに参加できる機会を設け、子どもの視点や意見を反映していくことが重要です。思春期の自立に向けての様々な悩みを受け止められる体制の整備も必要となります。

また、親が子育てで孤立し、児童虐待等に陥ることを事前に防ぐような相談・支援体制や、子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を持てるようにする取組が求められます。

| No. | 事業名                  | 事業の内容   | 主な担当課             |
|-----|----------------------|---|-------------------|
| 24  | 児童の人権に関する理解の普及・啓発    | ①ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。                       | 子ども家庭支援課<br>指導室   |
|     |                      | ②教員対象の研修会、情報の提供および広報活動の充実を図ります。                   |                   |
|     |                      | ③広報や「子育てネットホームページ」などを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。 |                   |
| 25  | 個性を認め合う人権意識の醸成       | ①人権を大切にする心を養う教育の徹底を図ります。                          | 指導室<br>市民安全課      |
|     |                      | ②児童虐待やいじめ、差別などの問題への取組を通して、人権教育を進めます。              |                   |
|     |                      | ③人権の花運動を通じ、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。                     |                   |
| 26  | 子どもの視点に立った取組         | 子ども議会やアンケート調査など、様々な事業において子どもの視点・意見を反映する取組を進めます。   | 企画政策課<br>子ども家庭支援課 |
| 27  | 子どもの相談体制の充実          | ①教育相談所の心理相談員による来所相談や電話相談を実施します。                   | 指導室<br>子ども家庭支援課   |
|     |                      | ②子どもの相談窓口を充実し、相談しやすい体制づくりを進めます。                   |                   |
| 28  | 青少年専門相談の充実           | 青少年相談員による、青少年の生活指導などに関する相談を充実します。                 | 指導室               |
| 29  | スクールカウンセラーの配置        | 全中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談の充実を図ります。                 | 指導室               |
| 30  | スクールソーシャルワーカー活用事業の導入 | 市専属のスクールソーシャルワーカーの配置により教育相談体制の充実を図ります。            | 指導室               |



| No. | 事業名                   | 事業の内容  | 主な担当課                  |
|-----|-----------------------|--|------------------------|
| 31  | いじめ、不登校、児童虐待などへの取組    | ①教員研修や教育相談活動の充実を図るとともに、教育相談所と連携し、学校への心理相談員の派遣やスクールカウンセラーの配置を充実し、いじめや不登校などの問題に取り組みます。 | 指導室<br>子ども家庭支援課<br>指導室 |
|     |                       | ②「要保護児童対策地域協議会」を中心として、各関係機関が連携した取組を進めます。   |                        |
|     |                       | ③小・中学校一貫教育を通して、小学校から中学校へ進学する際の児童の心理的不安の軽減に努めます。                                      |                        |
| 32  | 適応指導教室の設置<br>(ふれあい学級) | ①不登校の状態にある児童に対して、学校復帰を目指した指導や、適応指導教室への入級を推進します。                                      | 指導室                    |
|     |                       | ②適応指導教室に通学している児童・生徒に対して、在籍校への復帰支援を行います。  |                        |
| 33  | 教育相談研修の充実             | 教育相談所と連携し、教員研修の充実を図ります。  | 指導室                    |
| 34  | 児童の健全育成               | ①青少年対策各地区委員会の事業を支援していきます。  | 子ども家庭支援課<br>市民活動推進課    |
|     |                       | ②関係各課、機関等との連携を図り、性の逸脱行為や少年非行等の防止の支援を行います。  |                        |



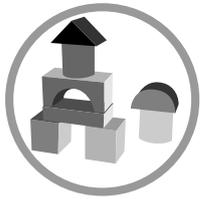
#### 4 子どもの地域での活動を応援するまちづくり

子どもたちが次世代の親になるためには、家庭や地域、学校などのコミュニティにおいて、様々な役割があり、そこで評価され、褒められて自分自身に自信を持ち、大人へ向けて自立するとともに、様々な職業について知り、体験して、自分に合った仕事を見つけていくことが必要です。子どもたちが地域社会に関心を持ち、その中で一定の役割を果たして評価され、行政の仕組みや役割を学んだりする機会や、意見を表明したり、子ども同士で自主的に活動し、自立に向けて経験を積むとともに、職業体験などにより、職業意識を持ち、定職に就くことを支援する取組が求められます。

また、子どもにとって遊びや学び、ふれあいなどができる安心で安全な居場所づくりが必要です。放課後子ども教室など、地域住民の参加と協力を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、交流活動などの取組を実施し、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するなど、子どもの居場所づくりに努めるとともに、このような居場所づくりに必要な人材の確保や育成など地域との連携に努める必要があります。

| No. | 事業名                  | 事業の内容  | 主な担当課                        |
|-----|----------------------|--|------------------------------|
| 35  | 地域や社会に関する学習機会の充実     | ①学校教育や社会教育を通して、子どもや女性、市民の権利や、市民の義務などについての学習を充実します。       | 指導室<br>社会教育課<br>市民活動推進課      |
|     |                      | ②地域での体験学習機会を増やし、学校・家庭・地域が一体となった教育、地域の将来を担う人材の育成を行います。    |                              |
|     |                      | ③子ども会活動の支援を行います。   |                              |
| 36  | 地域コミュニティ活動への子どもの参画促進 | ①清掃やリサイクルなどの地域維持活動やイベント、福祉ボランティア活動などへの子どもの参画機会の充実を図ります。  | 子ども家庭支援課<br>社会教育課            |
|     |                      | ②子どもへの広報を拡充し、子どもの自主的な参画を促進します。                           |                              |
| 37  | 子どもの祭り・イベントづくり       | ①祭りやイベントに、子どもが参加できる機会の充実を図ります。                           | 社会教育課<br>市民活動推進課<br>子ども家庭支援課 |
|     |                      | ②青梅市全体で子どもと大人が仲良くふれあえるような楽しいイベントを検討します。                  |                              |
| 38  | 子どもの居場所づくり           | 子育て支援事業で、放課後・週末などの児童の居場所づくりを目指し、拡充を進めます。                 | 市民活動推進課<br>子ども家庭支援課          |
| 39  | 中高生の居場所づくり           | ①総合体育館の個人開故事業を継続します。                                     | スポーツ推進課<br>社会教育課<br>子ども家庭支援課 |
|     |                      | ②中高生の居場所づくりに取り組みます。                                      |                              |
| 40  | 職業意識や能力の向上の支援        | ①小中高生の職業体験機会の充実などにより、自分で自分の進路を選択する力を身につけるキャリア教育の充実を図ります。 | 商工観光課<br>指導室                 |
|     |                      | ②関係機関や団体と連携し、高校生や若者の職業能力向上の機会の充実を図ります。                   |                              |





## 第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり







## 第2章 子育ての喜びを感じられるまちづくり

### 1 男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり

子育てしながら働いている人への配慮や子育てに対する理解が得られ、すべての人が仕事と生活のバランスがとれた多様な生き方が選択できる社会の実現に向け、住民の意識の向上や事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発が求められています。

また、男女がともに育児に積極的に参画できるよう、男女問わず育児休業等が取得できる環境づくりを始め、男性の働き方の見直しを含めて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実が求められています。

| No. | 事業名                       | 事業の内容   | 主な担当課                      |
|-----|---------------------------|---|----------------------------|
| 41  | 子育てにやさしい企業・地域の実現          | ①関係機関と連携し、市民、事業主などの意識改革のための広報・啓発、情報提供を行います。<br>②育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。<br>③企業や店舗と協力し子育てにやさしい店や企業づくりへの支援を検討します。 | 企画政策課<br>商工観光課<br>子ども家庭支援課 |
| 42  | 女性の就労の支援                  | ①女性の再雇用や就労、起業を支援する講座や講演会の充実を図ります。<br>②働く女性の職業能力開発および就業意欲の向上のため、パソコン教室など学習機会の充実を図ります。  | 企画政策課<br>商工観光課             |
| 43  | 家事・育児・家庭教育・地域教育への男性の参画    | 男女共同による家事・育児への参加促進に向けて、講演会・セミナーなどにより、市民・企業への啓発を行います。  | 企画政策課                      |
| 44  | 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 | ワーク・ライフ・バランス実現のため、企業・市民との協働により、仕事と家庭の両立を支援する様々な取組を行うとともに、制度の周知、啓もうを図ります。  | 企画政策課<br>商工観光課<br>子ども家庭支援課 |
| 45  | 次代の親の育成                   | ①男女がともに子育てや教育に参加し、家族のパートナーシップの強化を促すよう、講座や情報紙などによる啓発を行います。<br>②子どもが男女とも家事を手伝うよう、子ども料理教室や家事分担カレンダーの作成・配布、通学合宿の実施などを進めます。                | 企画政策課<br>社会教育課             |
| 46  | 男女平等セミナーの開催               | 第五次青梅市男女平等推進計画にもとづき、セミナーを開催します。   | 企画政策課                      |
| 47  | 青梅市男女平等推進計画の推進            | 第五次青梅市男女平等推進計画（平成25年度～29年度）にもとづき、各課の実施事業の推進を図るとともに、進ちょく状況報告書を作成し、各事業の内容を確認します。  | 企画政策課                      |



## 2 地域・世代間交流を進めるまちづくり

核家族化が進み、子育て不安が高まる中で、子育て中の親は交流機会を増やすことを望んでいます。また、子どもが生きる力を身につけ、自立するためには、多くの大人との交流の中で子どもが育つことが必要です。

本市では各地域において子ども会があり、地域の方々との交流を中心とした活動が行われてきました。しかし、近年、少子化や子ども会を支える親の負担の増加などを背景として子ども会の数の減少や活動の低下が起こっています。地域で子どもを育てていくためには、子ども会の果たす役割は大きなものと考えられることから、今後も子ども会が存続していけるよう人材の確保、育成を始めとした取組を進めるとともに、親子の交流や子どもと高齢者との交流を促進するなど、子育てにおける地域の力を高めていくことが求められます。

| No. | 事業名           | 事業の内容   | 主な担当課                        |
|-----|---------------|---|------------------------------|
| 48  | 地域・世代間交流事業の推進 | <p>①子育て支援施設や学校・保育所など様々な場で、子育て中の父母やNPO法人などの協力を得て、小中高生と乳幼児との交流に取り組みます。</p> <p>②昔からの遊びや知恵を伝承する取組など高齢者との世代間交流の実施を進めます。</p> <p>③自治会や子ども会など地域との協働事業に取り組みます。</p> <p>④運動会、盆踊り、文化祭などの事業をもとに、自治会や子ども会など地域との交流の推進に努めます。</p> <p>⑤PTAやNPO法人など地域団体との共催講座の実施を進めます。</p> | 子ども家庭支援課<br>市民活動推進課<br>社会教育課 |

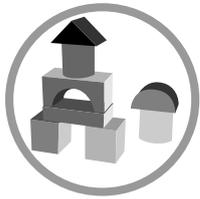


### 3 地域の子育ての場とネットワークづくり

地域の人材や既存施設などの多様な資源を生かしながら、地域の子育て・子育てを支援するボランティアを育成することが大切です。子どもの遊びやスポーツ、イベント、体験活動、地域での見守り、世代間交流など、多様な支援体制づくりが課題です。また、子育てサークル等のネットワークは、子育ての相談や助け合いにとって重要であり、子どもたちが多くの大人たちの中で育つことは、自立に向けて良い経験になります。

| No. | 事業名                         | 事業の内容  | 主な担当課                                 |
|-----|-----------------------------|--|---------------------------------------|
| 49  | 地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進 | ①自治会、子ども会などの地域活動を支援するとともに、地域での活動の情報収集とその発信に努めます。<br>②地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。<br>③子育てサポーター講習、地域ボランティア講習などを実施し、市民ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア市民活動などと連携した活用を進めます。 | 子ども家庭支援課<br>市民活動推進課                   |
| 50  | 地域住民の主体的活動の支援               | ①地域での子育て支援活動の促進に向けて、市民センター、自治会館、商店街の空き店舗、高齢者福祉施設などを活用し、乳幼児から高齢者まで気軽に交流できるサロン（広場）の設置など地域支援を進めます。<br>②「子育てネット」などを活用し、子育てサークル等のネットワークの育成を図ります。                      | 商工観光課<br>子ども家庭支援課<br>高齢介護課<br>市民活動推進課 |
| 51  | 青少年リーダーの育成                  | 小学生から高校生までの異年齢集団による様々な体験活動を通じ子ども会・地域活動における青少年リーダーの育成を図ります。   | 社会教育課                                 |
| 52  | 地域のボランティアの育成                | ①各施設を中心に、地域教育を協働できる体制づくりを検討します。<br>②社会福祉協議会等と連携し、地域のボランティアの育成に努めます。  | 市民活動推進課                               |
| 53  | 子育てボランティアの育成                | 子育て支援センター、永山ふれあいセンターなどの親子ふれあい事業やNPO法人の活動支援などを通じて、市民相互の子育て支援グループの育成を図ります。   | 子ども家庭支援課<br>市民活動推進課                   |





### 第3章 すべての子育て家庭を支援する地域づくり







## 第3章 すべての子育て家庭を支援する地域づくり

### 1 子育て相談・情報提供体制の充実

子ども家庭支援センターを始め、保育所、幼稚園、健康センター、保健所、学校などにおいて、身近で気軽に相談できる子育て相談の場の充実が望まれています。

今後は情報提供の一層の充実とともに、総合的な相談窓口と地域ごとに窓口を設置するなどの相談体制の整備が必要になります。

インターネットや電話を利用した情報提供・相談の充実や、「待つ」相談体制だけではなく、孤立している親たちを支援する「地域に向く」相談体制についても検討が必要です。

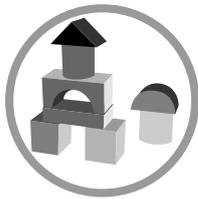
| No. | 事業名              | 事業の内容  | 主な担当課                       |
|-----|------------------|--|-----------------------------|
| 54  | 保育所相談体制の充実       | 地域ごとの相談体制の確立を目指し、相談体制の周知、職員の適正な配置と職員研修の充実による認識の向上に努め、内容の充実を図ります。   | 子ども家庭支援課                    |
| 55  | 相談サービスネットワークの整備  | 子ども家庭支援センターを拠点とし、子育て支援センター、永山ふれあいセンター、子育てひろばなどのネットワークを通じて子育て相談体制の充実を図ります。  | 子ども家庭支援課                    |
| 56  | 指導・相談体制の充実       | ①育児不安への対応などを中心に、個別相談の実施を充実します。<br>②いじめや不登校の相談など教育相談の充実を図ります。   | 子ども家庭支援課<br>健康課<br>指導室      |
| 57  | 子育て支援講座の充実       | 子育てを支援する講座の充実に努めます。  | 子ども家庭支援課<br>社会教育課           |
| 58  | 親子サロン・赤ちゃんサロンの充実 | 子どもを遊ばせながら、親同士の交流や子育て相談の充実を図ります。   | 子ども家庭支援課                    |
| 59  | 子育てひろば事業などの活用    | 絵本の読み聞かせなどを通じ、絵本と出会う機会づくりと親子の交流を進めます。  | 子ども家庭支援課<br>中央図書館管理課<br>健康課 |
| 60  | こんにちは赤ちゃん事業の充実   | 民生・児童委員の協力により、乳児家庭への全戸訪問を行い、子育て支援情報の提供を行うとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域につなげる第一歩としていきます。また、訪問時の配布物は青梅市ならではのものを活用するなど、事業の充実を図っていきます。 | 子ども家庭支援課                    |



## 2 子育て支援サービスの充実

保護者の経済的な負担を軽減するため、各種の支援策が求められています。

| No. | 事業名           | 事業の内容                            | 主な担当課    |
|-----|---------------|----------------------------------|----------|
| 61  | 幼稚園、小学校の連携の推進 | 幼稚園と小学校との連携に向けて、各幼稚園への情報提供を行います。 | 子育て推進課   |
| 62  | 子育て世帯への支援     | おむつごみの無料化など子育て世帯を支援します。          | 清掃リサイクル課 |



## 第4章 働きながら子どもを育てる家庭への 支援の充実







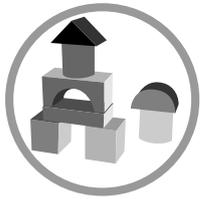
## 第4章 働きながら子どもを育てる家庭への 支援の充実

### 1 保育サービスの充実

保育所において多様なサービスを提供できる体制を整え、保育ニーズに対応していくことが必要です。

| No. | 事業名                     | 事業の内容                     | 主な担当課  |
|-----|-------------------------|---------------------------|--------|
| 63  | 保育所の情報提供                | 保護者に対し、保育所の情報提供を充実、強化します。 | 子育て推進課 |
| 64  | 夜間保育事業の促進               | 関係保育所と実施について検討します。        | 子育て推進課 |
| 65  | 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)の検討 | 関係保育所と実施について検討します。        | 子育て推進課 |





## 第5章 母と子の健康づくり







## 第5章 母と子の健康づくり

### 1 保健・医療体制の充実

核家族が増えるとともに、悩みや不安を持つ親が増えており、母子保健、小児医療などの適切な対応が求められています。

本市では、青梅市健康センターを拠点にして各種保健事業を行うとともに、日曜日、祝日等の救急患者のために青梅休日診療所・東青梅休日歯科診療所を設置しており、さらに青梅市立総合病院等で救急医療体制をとっています。

今後も子どもの健康の維持を図るとともに、安心して子育てができるよう小児の保健・医療体制の充実が必要です。

| No. | 事業名          | 事業の内容   | 主な担当課 |
|-----|--------------|---|-------|
| 66  | 休日診療の実施      | 日曜日、祝日、年末年始に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所および東青梅休日歯科診療所において内科・小児科、歯科の診療を実施します。    | 健康課   |
| 67  | 平日夜間診療の実施    | 平日の夜間に急病患者に対し、健康センター内青梅休日診療所において内科、小児科の診療を実施します。                          | 健康課   |
| 68  | 市内医療機関の診療の実施 | 小児科を標榜している市内の医療機関において診察します。また、青梅市立総合病院等において、第二次救急医療体制および第三次救急医療体制をとっています。 | 健康課   |

### 2 母と子の健康づくり支援の充実

母と子の健康づくりを推進するため、母子保健事業については、青梅市健康センター、子ども家庭支援センターおよび各医療機関で連携し、生涯を通じた健康づくり、疾病予防を行い、総合的な健康づくりを目指す視点から、多様な支援を実施することが必要です。

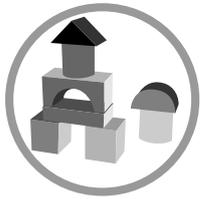
| No. | 事業名        | 事業の内容  | 主な担当課 |
|-----|------------|--|-------|
| 69  | むし歯予防教室の開催 | 8～12か月の子どもと親を対象に、むし歯予防教室を実施します。また、永久歯のほう出開始時期である5歳児に対し、むし歯予防教室（ビーバークラス）を実施します。 | 健康課   |
| 70  | 「食育」の推進    | 望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供（乳幼児～思春期、妊娠期）を充実します。                                   | 健康課   |



### 3 思春期保健対策の推進

思春期は来るべき青年期に向けて自立の準備を行う転換期であり、睡眠不足や食生活の乱れ、喫煙や飲酒、薬物乱用など体や心の健康の問題を抱えやすい時期でもあり、子どもたちが正しい知識や生活習慣を身につけ、自らの健康づくりができるよう支援していくことが重要です。

| No. | 事業名        | 事業の内容  | 主な担当課      |
|-----|------------|--|------------|
| 71  | 思春期保健対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>①発達段階に応じた適正な性教育を行います。</li><li>②喫煙・薬物乱用防止等の教育を充実します。</li><li>③心の問題について相談体制の整備を図り、教育相談活動の充実に努めます。</li><li>④市内の中学生を対象とした、薬物乱用防止のポスター・標語の募集を実施します。</li><li>⑤市民を対象とした薬物乱用防止の啓発活動を実施します。</li><li>⑥東京都薬物乱用防止推進青梅・奥多摩地区協議会を開催し、薬物乱用防止に向けた取組の検討を行います。</li></ul> | 健康課<br>指導室 |



## 第6章 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実







## 第6章 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

### 1 子どもの虐待防止の取組の充実

「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（児童虐待の防止等に関する法律）ことから、様々な問題を抱える家族や子どもへの虐待ケースなど、総合的な相談ができる窓口体制の充実を図るとともに、保護者の育児不安やストレスの解消、虐待の早期発見と児童の保護、子どもが暴力から自分を守るための知識や技能の習得などが求められています。

| No. | 事業名           | 事業の内容   | 主な担当課                             |
|-----|---------------|---|-----------------------------------|
| 72  | 被害に遭った子どもへの支援 | 児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。 | 子ども家庭支援課<br>健康課<br>指導室<br>障がい者福祉課 |

### 2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭や養育者家庭の家事や子育ての援助が必要な家庭に対し支援するとともに、自立へ向けた安定的な就業支援や経済的な支援などが求められます。特に、父子世帯については、子どもの世話など子育て支援が求められます。

| No. | 事業名             | 事業の内容  | 主な担当課              |
|-----|-----------------|--|--------------------|
| 73  | ひとり親家庭等の自立支援の推進 | ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。 | 子ども家庭支援課<br>子育て推進課 |

### 3 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

障害や発達に遅れのある子どもの保護者の中には、介護や療育、障害のない子どもとの交流などにおいて、様々な問題に直面しており、重い負担を背負っている人も少なくありません。このため、障害福祉サービス等によって子どもの生活支援が十分に行われることはもとより、各種相談体制の充実を図るなど障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害のある子どもの社会的自立に対する支援を充実させることが必要となります。また、障害のある子どもが入所・入学した場合に対応できる保育士・教師の確保や、特別支援教育の展開に向けて保護者に対する理解と啓発を図ることも重要です。

学校、家庭、地域および、関係機関等との連携のもと、障害や発達に遅れのある子ども



に対して、誕生から社会的自立に至るまでの一貫した支援を行っていくことが求められます。

| No. | 事業名                            | 事業の内容   | 主な担当課                             |
|-----|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| 74  | 支援を必要とする子どもと家庭の早期発見・早期支援       | 各種の健診、新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会を通じて、支援を必要とする子どもと家庭の早期発見、早期支援に努めます。   | 健康課<br>子ども家庭支援課<br>障がい者福祉課        |
| 75  | 障害児施策の充実                       | 保健・医療・福祉・教育等が連携し、障害児の健全発達支援と生活支援を図るとともに、学習障害等への教育的支援を行います。また、特別支援教育への就学奨励を図るため、保護者の経済的支援を図ります。  | 障がい者福祉課<br>健康課<br>教育総務課<br>教育指導担当 |
| 76  | 特別支援教育の推進                      | ①障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するため、学校・家庭・地域および関係機関との密接な連携のもとに、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通し、施設の整備を含めた特別支援教育の展開を目指します。<br>②リーフレットによる理解・啓発と保護者、市民向けの研修会の充実を図ります。 | 施設課<br>教育指導担当<br>障がい者福祉課          |
| 77  | 心身障害者(児)緊急一時保護事業の実施            | 障害者(児)を在宅で介護している保護者が、疾病などの理由により介護することが困難になった場合に、福祉員を派遣し、一時的な保護を行います。  | 障がい者福祉課                           |
| 78  | 心身障害者(児)居宅介護事業の実施              | 障害者総合支援法の施行に伴い、障害支援区分にもとづき、法に定める居宅介護サービスのうち必要な支援を実施します。   | 障がい者福祉課                           |
| 79  | 私立幼稚園への支援                      | 心身障害児教育事業費補助を行い支援します。   | 子育て推進課                            |
| 80  | 就学前の心身障害児の通所による訓練の実施(しろまえ児童学園) | 就学前の心身に障害のある児童に対し、通園により日常生活の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。   | 障がい者福祉課                           |
| 81  | 地域活動支援センター事業の充実                | 地域で生活している障害者(児)およびその家族や高次脳機能障害等の新たな障害に対して、相談支援体制を整備し、必要な支援を行います。  | 障がい者福祉課                           |
| 82  | 障害のある児童の居場所づくり                 | 障害のある児童の放課後の居場所を整備し、安心して活動できる場所を提供します。  | 障がい者福祉課                           |